

令和 5年 4月 1日
上里町役場総務課

最低制限価格制度の導入について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格制度については、次のとおり取り扱うこととします。

1. 目的

極端な低価格による受注は、公共工事における品質の低下、下請け業者等協力業者へのしわ寄せや、安全管理の低下を招く等、建設業界のみならず社会全体にも悪影響を与えることにもなりかねないため、建設業界等関連団体の健全な発展を期することを目的として、以下のとおり最低制限価格制度を導入します。

2. 最低制限価格導入の対象工事・表示方法

設計金額 1 千万円以上の一般競争・指名競争入札に付する建設工事を対象とし、入札公告・指名通知に記載します。

3. 最低制限価格の算出方法

令和 4 年 3 月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（国交省モデル）」を基本として算出します。

4. 最低制限価格の公表

最低制限価格の金額については非公表とします。

5. 最低制限価格制度の適用時期

令和 5 年 4 月以降に入札を執行する競争入札から適用します。